

# 消防計画 (中規模用)

年 月 日

## 1 防火管理体制

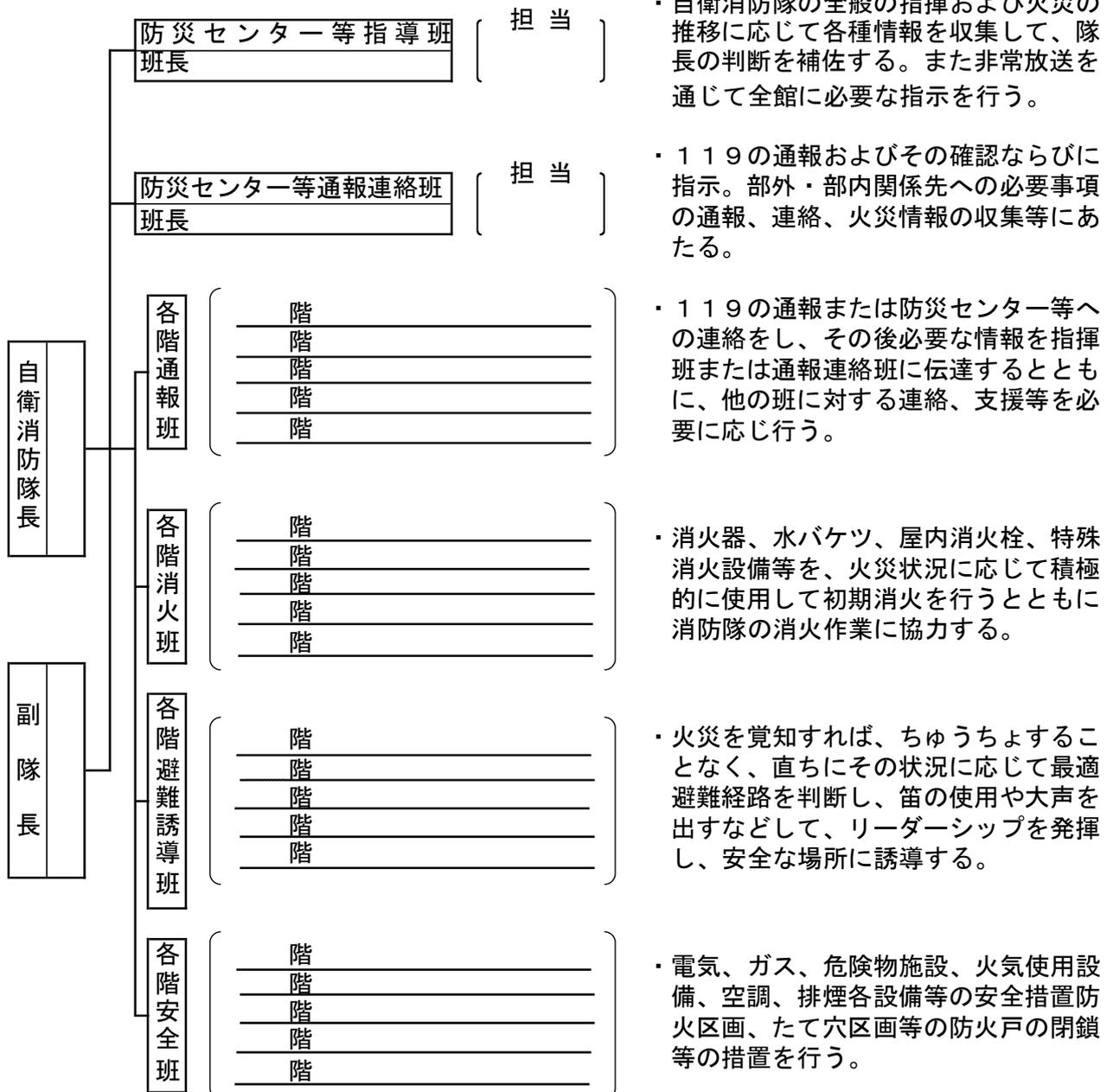
【社（店）内の組織として、防火管理業務をどのように分担、処理しているかを体系的に図示してください。】

## 2 自衛消防隊の設置および組織

【本図と異なる組織または本図に記入できない場合は、別紙に記載してください。】

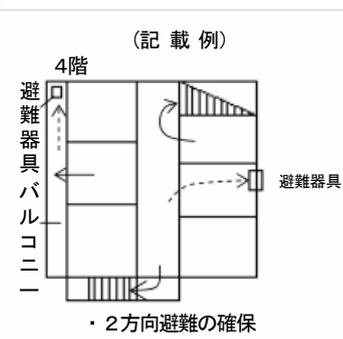
— 記載例 —

＜実務内容＞



3 消防設備担当	① 消火器		③ 自動火災報知設備	⑤ 屋内消火栓		⑦ 特殊消火設備
	各階設置数	担当		受信機設置場所	各階設置数	
	階 本		階の	階 本		( )
	階 本		担当 昼間 ( )	階 本		設置場所
	階 本		夜間 ( )	階 本		( )
	階 本		副受信機設置場所	階 本		( )
	階 本		階の	階 本		担当
	② 避難器具		担当 昼間 ( )	⑥ 自動火災報知設備 または放送設備の 操作・監視業務の 外部委託	委託先	( )
	各階設置数	担当	夜間 ( )			( )
	階 本		④ 放送設備 (業務放送を含む)	Tel - -	⑧ 連結送水管等	送水口設置場所
階 本		設置場所				( )
階 本		階の		消防隊誘導担当	( )	
階 本		担当 昼間 ( )		( )		
階 本		夜間 ( )		( )		
○○○○○○○○ を実施						
4 通報連絡	・ 出火場所 119					
	① 火災発見者は、社(店)内電話を利用して直接119通報する。 ② 火災発見者等は、社(店)内電話で指揮班(保安室、事務室等)に連絡する。 ③ 自動火災報知設備受信機により火災覚知した場合、または火災発見者等から連絡を受けた場合、保安係員等は119通報するとともに現場を確認し、状況により全館鳴動および非常放送をする。 ④ 通報内容は、「火事です。所在地は○○区○○町の○○です。近くに○○○があります。」 「○○階の○○部分が少し(大きく)燃えています。」「現在のところ逃げ遅れはない(ある)模様です。」「誘導員が○○○に待機しています。」等とする。 ⑤ その他 ( )					
	○○○○○○ を実施					
5 消火活動	・ 出火場所 → 指揮班			・ 指揮班 → 消防隊		
	① 火災が発生したことを通報する。 ② 初期消火可能(不可能)であることを通報する。 ③ 応援が必要(不要)であることを通報する。 ④ 避難開始が必要(不要)であることを通報する。 ⑤ その他 ( )			① 出火場所の説明ならびに誘導をする。 ② 延焼状況の概要報告をする。 ③ 在館者の避難状況、要避難者の有無等を報告する。 ④ 建物状況の報告をする。 ⑤ 危険物、電気、ガス施設の状況を報告する。 ⑥ その他 ( )		
	○○○○○○ を実施			○○○○○○○○ を実施		
5 消火活動	・ 初期消火活動		・ 特殊消火設備による消火活動		・ 消防隊支援活動	
	① 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。 ② 叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。 ③ 消火器を使用する。 [使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない。] ④ 消火器使用と同時に屋内消火栓の放水態勢をとり早期に使用する。 操作順序は「起動ボタンを押す」「ホース延長」「ノズルを火点にむける」「バルブを開ける」とする。 ⑤ ホースのねじれ、折り曲げに注意する。 ⑥ 周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。 ⑦ その他 ( )		① 小規模火災のうち、消火器を使用する。 ② 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。 ③ 使用時は、附近に注意を喚起する。 ④ 指揮班に必要事項を連絡する。 ⑤ 使用後は早めに避難する。 ⑥ その他 ( )		① 消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を通報する。 ② 放水作業等の交代を円滑に行う。 ③ 交替時は、消防隊の要請により消防隊の消火作業支援する。 ④ 安全班は、電気、ガス施設、空調、排煙各設備などの安全措置を行う。 ⑤ 安全班は、防火戸等の閉鎖の措置を行う。 ⑥ 消防車輛進入障害物を除去し、消防車輛を誘導する。 ⑦ 消防隊員を火災現場に誘導する。 ⑧ その他 ( )	
	○○○○○○○○ を実施		○○○○○○○○ を実施		○○○○○○○○○○ を実施	

6 避難計画概要 【各階の避難計画は、次のとおりとする。】



7 避難および避難誘導	<p>・避難の開始</p> <p>① 非常ベルが鳴ったら、避難に備え、避難準備態勢をとる。</p> <p>② 大声で皆に知らせる。</p> <p>③ 責任者はリーダーシップを発揮して的確に避難行動を指示する。</p> <p>④ なるべく制服を着ている者や、腕章を着用している者が、リーダーシップをとった方が効果がある。</p> <p>⑤ 必要に応じて、タオルマスク等を使用する。</p> <p>⑥ いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。</p> <p>⑦ 地震発生のおときは、必ず係員が必要な指示を行う。</p> <p>⑧ その他 ( )</p>	<p>・避難の方法</p> <p>① 各階の避難誘導班の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。</p> <p>② 避難順序は、</p> <p>(1) 横方向への避難 (避難橋、連絡通路等の利用)</p> <p>(2) 下方向への避難 (屋外階段、屋内階段等の利用)</p> <p>(3) 上方向への避難 (屋上、屋上避難広場の利用)</p> <p>とする。</p> <p>③ 避難器具は、最終的な方法とする。</p> <p>④ 避難場所は、あらかじめ定められた場所とする。</p> <p>⑤ その他 ( )</p>	<p>・指揮班の避難誘導および指揮</p> <p>① 火災の全体状況の把握にとめる。</p> <p>② 機会を失せず、非常放送等により火災状況を説明するとともに、避難方向を指示する。</p> <p>③ パニック現象を考え、放送内容等については平素から十分に留意しておくこと。</p> <p>④ 消防隊との密接な連絡を保つこととする。</p> <p>⑤ 安全班に空調停止、排煙措置、防火戸の閉鎖確認等の指示をする。</p> <p>⑥ 要救助者の有無の確認をする。</p> <p>⑦ 避難の細部計画は、社(店)内防火規則に定める。</p> <p>⑧ その他 ( )</p>
	○○○○○○○○ を実施	○○○○○ を実施	○○○○○○○○○ を実施

<p>8 避難・通報・消火訓練計画</p>	<p>・避難訓練の内容は、震災対策を含め、次のとおりとする。</p> <p>① 非常ベル鳴動時の避難準備態勢訓練 ② 館内放送による避難誘導訓練 ③ 各々の場所における最適避難誘導訓練 ④ 責任者、指揮班の指示・命令訓練 ⑤ 安全班における防火戸等閉鎖訓練 ⑥ 各職場ごとに訓練に応じた目標を設定して行い、各人がその任務について熟練するようにつとめる。 ⑦ 避難器具操作・取扱い訓練 〔固定式以外のものは危険を伴うことがあるので十全の注意を払う。〕 ⑧ その他 ( )</p>	<p>・通報訓練の内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練 ② 放送設備による館内放送訓練 ③ 社(店)内電話により、保安室等へ通報する訓練 ④ 社(店)内電話により、消防署に通報し、必要な情報を伝える119通報訓練 ⑤ 出火場所および各班から指揮班へ連絡する訓練 ⑥ 指揮班から各班および消防隊へ情報伝達する訓練 ⑦ その他 ( )</p>	<p>・消火訓練の内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 消火器訓練 ② 水バケツ・水道ホースなどによる訓練 ③ 屋内消火栓による操作・放水訓練 ④ 特殊消火設備の模擬操作訓練 ⑤ 火気使用設備の使用停止訓練 ⑥ その他 ( )</p>
<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 を実施</p>		<p>〇〇〇〇〇〇〇 を実施</p>	
<p>9 訓練実施計画</p>	<p>① 年2回以上実施し、そのうち避難・通報・消火の総合訓練を年1回以上実施する。 ② 訓練実施時は、あらかじめ消防署へ通報する。 ③ 訓練内容は、できるだけ写真等で記録し、次回の訓練等の参考にする。 ④ 震災対策としての防災訓練を実施する。なお、細部については、社(店)内防火規則で定める。</p>		<p>【実施日】</p> <p>月 日 ・ 月 日 月 日 ・ 月 日 月 日 ・ 月 日</p>
<p>〇〇〇〇 を実施</p>			
<p>10 避難通路等の確保</p>	<p>・法令に定めるところにより、避難通路等の確保については次のとおり行う。</p> <p>① 階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。 ② 避難誘導等に支障を生じないように、適正な定員確保に努める。 ③ 屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。 ④ 屋外階段、避難階での非常口の錠は、非常錠とする。 ⑤ 防火戸は、正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。 ⑥ 避難の経路となる部分および消火器、自動火災報知設備受信機、放送設備操作部屋内消火栓箱等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難および消火活動の支障にならないようにする。 ⑦ 以上のほか避難通路等の確保について必要な事項は、社(店)内防火規則に定める。</p>		
<p>〇〇〇〇〇〇〇 を実施</p>			
<p>11 防火管理・管理体制</p>	<p>① 防火管理者の代行者を定めること。 ② 防火管理者代行者による自衛消防組織は、次のとおりとすること。 ③ その他 ( ) 担当</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             自衛消防隊長 (防火管理代行者)         </div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">             各勤務者 ( ) 名         </div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">119通報 ( )</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消 火 ( )</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">避難誘導 ( )</div> </div> </div> <p style="text-align: center;">※ 委託警備員 ( ) 名を含む。</p>		
<p>〇〇〇 を実施</p>			

12 無人時の対策	<p>・夜間・休日で建物内が全く無人となる場合の対策は次のとおりとする。</p> <p>① 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、警備会社へ機械警備を委託する。 警備会社名 ( ) 責任者名 ( ) 電話番号 ( - - )</p> <p>② 機械警備を委託せず、付近の勤務者へ連絡する体制をとること。 連絡先 [ 氏名 電話 - - ]</p> <p>③ その他 ( )</p>
○○○ を実施	
13 工事中の防火管理	<p>① 増改築、大規模な修繕、模様替等の工事をする場合、事前に消防署に相談する。</p> <p>② 使用部分と工事施行部分（元請負人）との間で協議し、共同して防火管理計画を定める。</p> <p>③ 上記工事中における防火管理計画の内容は、次の事項とする。</p> <p>ア 工事部分の自衛消防組織に関すること イ 工事部分の消火、通報、避難に関すること ウ 工事部分における溶接器、バーナー等の火気使用設備器具、引火性物品、危険物品、喫煙、その他の火気管理に関すること エ 工事作業員の監督および防災教育に関すること オ 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること カ 使用部分と工事部分との区画方法に関すること キ 使用部分の避難に関すること ク その他必要な事項</p> <p>④ 以上のほか工事中の防火管理について、必要な事項は社（店）内防火規則に定める。</p> <p>⑤ その他 ( )</p>
○○○○○ を実施	
14 ガス漏れ事故対策	<p>① ガス漏れ事故対策は、ガス防災管理者（防火管理者）の指示の下に行う。</p> <p>② 平素からガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不適當使用は厳に禁止する。</p> <p>③ ガス機器使用後は、必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日は保安員等が点検する。</p> <p>④ ガス漏れ時は、付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに、次により遅滞なく119等にガス漏れ（爆発）状況を詳細に通報する。</p> <p>⑤ 通報内容は「○○でガス漏れがしています。（ガス爆発がありました。）所在は○○です。ガス漏れ（爆発）部分は○階の○○です。ガス漏れ範囲は○○○○です。」等とする。</p> <p>⑥ 館内への避難通報は、混乱を引き起こさせぬよう十分考慮するとともに、ガス漏れの規模範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し、前7に準じ避難誘導を行う。</p> <p>⑦ 緊急時には二次災害に十分考慮を払い、必要に応じ時機を失せず、ガス供給遮断弁を閉鎖する。</p> <p>⑧ 館内通報の内容は、おおむね次のこととする。 ア ガス漏れ事故発生場所とその概要 イ 火気使用禁止の指示とその範囲 ウ 避難誘導およびその指示等</p> <p>⑨ 消防隊およびガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに、必要な指示を受け協力する。</p> <p>⑩ 以上のほか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は、社（店）内防火規則に定める。</p> <p>⑪ その他 ( )</p>
○○○○○○○○○○○○○ を実施	

15 消防用設備等及び点検計画	① 毎年、消防用設備等の法定点検（6か月毎に機器点検、1年毎に総合点検）を行うとともに、日常の自主点検を行い、設備の維持管理をし、自主点検の内容、方法等は社（店）内防火規則に定める。 ② その点検結果を毎年 月に消防署へ報告する。 ③ その点検結果を3年に1度 月に消防署へ報告する。 ④ 上記の法定点検は（自社・委託）で行い、委託の場合の委託先は右のとおりである。 ⑤ その他（ ）	設 備 名	委 託 業 者 名
16 施危険 設物	① 許可施設にあっては、危険物取扱者は法令の定めるところにより、危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防につとめる。 ② その他（ ）		
	○○○○○ を実施		
17 火気管理	① 各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより炉・かまど・厨房・ボイラー・ストーブ・コンロ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は社（店）内防火規則に定める。 ② その他（ ）		
	○○ を実施		
18 地 震 対 策	・地震対策 地震対策を実施する責任者は、（ ）とする。 ① ロッカー、書棚等の転倒防止措置を行う。 ② 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。 ③ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。 ④ 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。 ⑤ 非常用資機材並びに飲料水、非常食料、医薬品等の点検、整備を行う。		
	○○○○○ を実施		
	・避難誘導等 ① 各避難誘導担当者は、避難者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで照明器具などの転倒落下に注意しながら、安全な場所で待機させる。 ② 各避難誘導担当者は、指定広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所での順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。 ③ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。 ④ 避難誘導は、避難者の先頭と最後尾に職員を配置して行う。 ⑤ 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。		
	○○○○○ を実施		
19 防 災 教 育	① 震災対策を含む消防計画の内容、社（店）内防火規則の内容及び各勤務者の任務等を新入社員、勤務者（自衛消防隊員）及び各担当者に教育指導し、その徹底をはかる。 ② 上記のほか、防災教育について必要な事項は、社（店）内防火規則に定める。 ③ その他（ ）		
	○○○ を実施		

